

☆言語障がいのある子どもの教育における
合理的配慮の観点及び一例



言語障がいのある児童生徒への合理的配慮って、
どんな例があるの？

「教育支援資料」には、言語障がいのある子どもの教育における
合理的配慮の観点^{*1}として整理され、その一例が示されています。
それを参考にしながら、次のようにまとめてみました。



①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

*話すことに自信を持ち積極的に学習に取り組むことができるようになるための発音の指導を行う。

- 例) 一斉指導における個別的な発音の指導
 個別指導による音読
 九九の発音等の指導 等

①-1-2 学習内容の変更・調整

*発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。

- 例) 教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導
 書くことによる代替
 構音指導を意識した教科指導 等

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

*発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。

- 例) 筆談
 ICT 機器の活用 等

①-2-2 学習機会や体験の確保

*発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するための指導を行う。

- 例) 個別指導の時間等を確保し、音読、九九の発音等の指導を行う 等

①-2-3 心理面・健康面の配慮

- 例) 言語障がいのある子どもが集まる交流の機会の情報提供を行う 等

①
教育内容・方法

* 1 : ここに示した合理的配慮はあくまで一例であり、これを合理的配慮として提供しなければならないとするものではありません。合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて決定されるものであり、詳しくは、第三章2「合理的配慮の提供にあたって」等をご覧ください。

②
支援体制

②—1 専門性のある指導体制の整備

例) □ 言語障がいの専門家 (ST^{*2}等) との連携による指導の充実を図る。

②—2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

例) □ 言語障がいについて、子ども、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②—3 災害時等の支援体制の整備

例) □ 発語による連絡が難しい場合には、その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練に取り組む。 等

③
施設・設備

③—1 校内環境のバリアフリー化

③—2 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③—3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

施設・設備については基本的には他の子どもと共通の配慮を要する。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセス^{*3}を大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。



* 2 : ST とは、言語聴覚士(Speech-language-hearing-therapist)のことを言います。ことばによるコミュニケーションに問題がある人に対して、思いを伝え合い、自分らしい生活が構築できるようにするため、言語、聴覚、発声、発音、認知等へ支援し、コミュニケーション能力の改善を図る専門職。また、摂食・嚥下の問題にも対応します。

* 3 : 具体的な合理的配慮の決定までのプロセスについては、第Ⅲ章 2 (3)「合理的配慮の決定にあたって～提供までのプロセス～」をご覧ください。